

## 日本書紀に見る我が国の発展過程

松尾庄一

### はじめに

本稿では崇神紀から雄略紀を対象にして我が国の発展の姿を浮かび上がらせることとするが、この期間を選んだ理由は以下のとおりである。

ヤマト王権を中心とする政治的結合は3世紀後半に始まったとされるが、日本書紀では崇神紀がそれにあたりと筆者は考える。崇神を神武と並び「ハツクニシラス」天皇と称し、また、初代にふさわしい記事も多いことなどが根拠である。また、5世紀後半に当たる雄略紀を最後にしたのは、書紀の構成上大きな区切りとなっていること、統治に関して専制化の動き等の重要な変化が見て取れるからである。

### 統治の基本

ヤマト王権は、もともとは奈良盆地とその周辺を領域とする地方王権のひとつであった。それが吉備や筑紫、毛野等の地方王権等と連合体を組み、しだいに優位となり、やがて他の勢力を排除、ないしは取り込んで列島を統合するようになったといわれる。

複雑化した社会の統合には統治技術と統治の基本思想が不可欠である。後者に関し、書紀は「国土を整備・平穏にし、公民を労り、慈しむこと」が統治の基本であることを崇神紀元年条の詔勅等で言明している。また、大王は常に民衆の生活の安定を心がけるとともに、君臣や君民の厳格な身分秩序のもと、公民を教化し、勸農することが使命とされた。このような使命を果たした大王が仁徳紀67年条や雄略紀23年条のように聖帝等とたたえられた。

また、統治に関しては、古代中国の華夷思想の影響を受け、大王の支配する地域を「天下」とし、その周辺には蝦夷や隼人らが住むが、教化により大王の徳に随う形で組み込まれるという考え方を書紀は取り入れ、ヤマト王権の国内統合の根拠としている。さらに、対外的には半島諸国をも傘下に置いた小世界の盟主という意識を進出の根拠としている。

### 国土の発展

崇神紀62年条に「農は天下の大本」とあるように、農業が国家の基本とされている。また、農業、特に稲作の生産性向上には用水池や用水路等の灌漑・整備は欠かせない。したがって、ヤマト王権でも勸農や灌漑工事が統治の最重要課題となった。

ところで、王権発足後の早い時期に12箇所の用水池の建設の記事があるが、すべて奈良県、大阪府、京都府に所在したとされる。王権初期の支配領域が奈良盆地を中心とする比較的狭い範囲であったことがうかがわれる。

百年程下った仁徳紀には、難波宮が置かれた大阪湾沿い（当時）の上町台地とその東方の河内平野を舞台とする大規模な治水事業等の開発の記事が出てくる。農業生産力を高めるためだけでなく、難波宮の力を強めるための都市計画の発想もあったようである。難波の堀江の掘削によって、瀬戸内海に面した港を前提とした難波宮の機能は増大し、また、内陸部との河川交通もより活発になったと思われる。

## 国内統合

この時代は大王位をめぐる王族内部で、また、王権内の主導権把握をめぐる大王と豪族間で抗争が繰り広げられた。大王位をめぐる争いとしては、孝元の子である武埴安彦夫妻の謀反（崇神紀10年条）、新羅征討の帰途を待ち伏せた忍熊王らの反乱（神功紀）、眉輪王による安康大王の弑殺（雄略紀等）がある。

5世紀も後半になるとヤマト王権の屋台骨であった葛城、吉備等の有力豪族も圧迫の対象となる。允恭紀5年条に葛城一族のひとりが王権を軽んじる行動に出たため、大王が誅殺したとの記事がある。葛城氏はその女性を仁徳以後の多くの大王の後とするなど、この時代の王権を支えた最大の政治勢力であったが、この事件等を契機に葛城氏の権勢は衰えた。

また、ヤマト王権の有力な連合者であった吉備氏の本拠に王権が集中的に部を設定することで吉備氏一族に対する圧迫が強化された。これに加え、吉備氏一族を将軍として朝鮮に派遣したことは大王権力による威圧の側面が強い。このような政権の威圧が元にあつて雄略期の「吉備氏の反乱」伝承が生まれたといわれる。

## 国内平定

初期のヤマト王権は、崇神紀によれば四道将軍を任命するなど、列島各地、とりわけ東に向けて伸張を開始した。また、崇神孫の景行は70名余の王子を各地に送り、治めさせたとされる。王族を畿内に比較的近い地域に送り、定住させたのであろう。

国内平定については景行の事績は落とせない。熊襲ら豪族が背いて朝貢しないので大王自ら九州に巡幸し、平定の旅を続けた。中には、平和的に服属した豪族も多かったと思われ、祭祀権・神宝を献上し、御贄を恭献して服属する地方豪族の記事がいくつか見える。

一方で、景行は叛旗を翻した熊襲や蝦夷の討伐を息子のヤマトタケルに命じ、武力による制圧を実行させた。景行とヤマトタケルの関係についての書紀の記述は、古事記と違って親子の情にあふれている。景行紀には、蝦夷平定の報告をしたヤマトタケルの功を景行が褒め称え、また、非業の死を遂げた後は「ヤマトタケルの平らげた国を巡狩したい」といって東国の大旅行を敢行する記事がある。

雄略とされる倭王武の上表文には「大王自ら軍兵を率いて征服戦争を行った」旨の記述があるが、書紀にあるようにヤマトタケル等の王族だけでなく、葛城、和珥、平群等の中央の諸豪族や吉備、上毛野、筑紫、紀等の地方豪族が軍事指揮官として大王の権限を委譲され、国内各地を遠征したのが基本であったと思われる。

## 対外関係

3世紀後半、朝鮮半島では高句麗、新羅、百済の三韓時代が始まった。4世紀半ばになると高句麗が南進策をとり始め、高句麗の圧迫を受けた百済がヤマト王権の助けを求め（百済記。七枝刀に関する神功紀）、ヤマト王権と高句麗の戦いが繰り広げられた（好太王碑文の391年条。倭王武の上表文）。新羅とは402年に通交を結んだが、このころヤマト王権の軍が新羅に侵攻したといわれている（神功紀）。

この対外積極策の動機としては、景行等の活躍で列島の統合がほぼなされた後、ヤマト王権の関心が経済的利権を求めて朝鮮半島に向かったことがある（財の国を求めて新羅征討を始めたとの記事がある）。そして、対外積極策がヤマト王権の力を飛躍的に高め、雄略に代表される大王の専制化の動きを後押ししたと思われる。

## 課役

国家の運営に課役は不可欠である。崇神紀12年条に「天皇の命令で人民を調べて課役の基礎資料を作り、調役を課した」との記事がある。後世に行われた人民の実態把握と戸籍編付等の縁起を記載していると思われる。

課役については仁徳紀に有名なエピソードが記載されている。「人民の生活が困窮しているのをかまどの煙で見て仁徳が課役を免じてから3年が経過した。宮殿は朽ちこぼれたが、人民の家には蓄えができた。課役を復活しようとしたが、仁徳はまだ早いといって許さなかった。さらに3年後に課役を復活して宮殿を作ろうとしたところ、人民が自主的に労役に励み、完成した。このような仁徳を人々は聖帝と称した。」

ところで、共同体は人口が増えるにしたがって階層化・分業化した地域社会や国家になっていく。分業化は、同一の職業に就く人間の集団化を招く。それが「とも」である。応神紀5年条の「諸国に令して、海人及び山守部を定む」を初出として、書紀は、とも段階の専門家集団を部として多くの記事を掲げる。部・ともは、同一職業に就く者たちの互助組織であるとともに、大王や各地域の統治者らの保護を受けることで排他的権利を得た。大王らもその見返りに生産物等の貢納、諸役の奉仕を受け、活動源とした。

## 王権の組織

当時は天皇号が使われておらず、ヤマト王権の君主は、各地の統治者である「きみ」（王）と区別されて「おほきみ」（大王）と呼ばれたと思われる。

官僚組織として書紀には群卿百僚という表現がたびたび出てくるが、それがどのようなものであったかは不明である。また、崇神前紀の大臣・大連の任命記事に始まり、大臣・大連が内外で活躍する記事が多く出てくる。後に大臣・大連と呼ばれるような重臣が実際の政治を執り行なったと思われる。僚吏については、履中紀に蔵職と蔵部の記述があるくらいだが、全国規模で統一規格に基づく前方後円墳築造を統治手段にした事実からは、しっかりした事務執行機関の存在が推測される。

地方の官制については成務紀4年、5年条に「各地の豪族の中から適任者を国郡の長に任

命し、県邑に稻置を置いた」との記事がある。成務の時代に国造、県主が設置されたとは信じがたいが、6世紀には地方制度として国造、県主が置かれていたことは確かで、この記事はその起源説話であろう。履中紀4年条には「諸国に国史（くにひと）を置き、言事を記して、国内の情勢を中央に報告した」との記事がある。何らかの官人が置かれたのであろう。

また、崇神の子垂仁時代には、ヤマト王権の経済基盤である倭の屯田が置かれたとされる。倭の屯田とは、大王が領有する水田で、そこで収穫された稲を保管、貯蔵するのが倭の屯倉である。この後、屯倉が全国各地に設置される。王権と各地の豪族との抗争の結果、各地の豪族の支配領域を割いて設置されたものもあれば、各地の豪族が贖罪等の理由で貢納したのものもある。基本的には地方豪族の支配領域に打ち込まれた楔の役割と交通の要衝に置かれたことで広域統治の行政組織として機能したようである。

## 祭祀

まつりごとという語は政事と祭事の両方を意味するが、古代日本では政事・祭事が一体不可分であることは疑われなかった。崇神紀5年、6年条に「疾疫が発生し、死亡者は人口の半数を超え、また、人民の中には流離し、背逆するものが急増し、徳をもって治めることが難しくなったので、夜昼問わず神々を祀って平安を請うた。」とある。

また、崇神紀には王権の膝元の三輪山に宿るオオモノヌシが王権、人民に崇らぬように、王権をあげて祀る説話がある。農産物等の豊饒を祈り、地霊の増幅や疫病対策を目的にする三輪山祭祀を反映したのであろう。ところが、雄略紀7年条には、三輪山の神を捕らえて来いと部下に命じる話がある。雄略朝での天皇専制の動きがこのようなところにも表れている。

## 刑罰

この時代には、農耕を妨げたり、宗教的タブーに触れたりする罪は、共同体の秩序や存亡を脅かすものとして厳しく罰せられた。また、王権や大王らの王族に対する反逆や侮辱も同様であった。

刑罰を科すためには事実を明らかにする尋問が必要である。この時代の特徴的な尋問手法は神判法である。神判法は、盟神探湯やト占等の形で神霊の来臨を仰ぎ、公正な裁断を期待するものである。なお、ト占の結果等で裁判を行うことは、裁判官としての大王や王の恣意を抑制するためでもあったとされる。雄略紀にあるいくつかの独善的な雄略の裁定をみるとこの考え方は納得がいく。

## おわりに

書紀については、内容が事実かどうかの疑問がある。本稿の対象も例外ではない。同時代を記録する文献がないなど、裏づけの客観史料が少ないことと、紀年を故意に遡らせたり、明らかな潤色を加えたりしていることなど、検証するには障害がある。これに対しては、目覚しく発展している考古学の知見を活用することや、前の邪馬台国時代や後の継体 - 欽明期と比較することでかなり克服できるのでは、と思っている。後者については、国家形成過程

分析の精緻化と合わせ、筆者の今後の課題としたい。

以上